

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○財務規則の一部を改正する規則

(会計課)

一

告示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)

(共同参画社会推進課)

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

(同)

二

○公有水面埋立ての免許出願

(水産業基盤整備課)

二

○公有水面埋立てのしゅん功認可(二件)

(同)

三

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

四

○土地区画整理組合の理事についての届出

(都市計画課)

五

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

(同)

六

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(同)

六

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(大河原地方振興事務所)

六

人事委員会

○人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部

(同)

七

を改正する規則

(同)

七

○人事委員会規則八・六(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の

(同)

七

一部を改正する規則

(同)

七

規則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十八日

○宮城県規則第五十五号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(子ども手当に要する経費に係る特例)

10 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)の規定が適用される場合における第五十二条第二項及び第七十八条の規定の適用については、第五十二条第二項第七号中「児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」と、第七十八条中「及び児童手当」とあるのは「児童手当及び子ども手当」とする。

附則

この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。

告示

○宮城県告示第五百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人 おおさとまちづくりセンター

一 代表者の氏名 渡邊健一郎

二 主たる事務所の所在地 黒川郡大郷町中村字町浦三番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、地域に伝わる歴史、文化、伝統の継承、イベントの開催又は参加協力、研究会、講演会の開催、地域特産物のインターネット等による情報発信及び販売促進に努めるなど、都市と農村の交流を促進する。また、少子高齢化社会を迎え、農業後継者等の結婚推進、高齢者や障害者への福祉関連事業を行うとともに、環境の維持保全に関する活動を行う等、官・民・産と連携を図りながら、地域の発展と老若男女が幸せに暮らせる町づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日

平成二十二年五月十一日

○宮城県告示第五百六十九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 生活習慣改善センター

一 代表者の氏名 富澤伊勢雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町四丁目一番三号仙台市民活動サポートセンター七階 事務用ブース九

三 定款に記載された目的 この法人は、生活習慣病の一次予防を中心に、その成因・診断・治療・リハビリテーション等に関する知識の普及・啓発・生活習慣病に関する調査・研究等を行うとともに、食・運動・休養などの日常生活の中で生活習慣病の予防・療養等ができる社会習慣・環境を築くことにより、市民一人ひとりの健康の増進及び生活の質の向上に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十二年五月十四日

○宮城県告示第五百七十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一五二〇〇七三三	事業所の名称及び所在地 エポック 仙台市宮城野区安養寺一丁目十一番七号	指定障害福祉サービスの種類 短期入所	設置者名 特定非営利活動法人小規模多機能型生活支援室エポック	指定年月日 平成二十二年五月一日
---------------------	---	-----------------------	-----------------------------------	---------------------

○宮城県告示第五百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一五四〇〇二三四	設置者名 仙台市	事業所の所在地	変更年月日
		変更前 仙台市太白区大野田字袋前三十・二十六	平成二十二年四月一日
		変更後 仙台市太白区大野田字宮脇二・三十	

○宮城県告示第五百七十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があつた。

なお、同法第三条第一項に規定する出願書及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部で行つた。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 出願年月日

平成二十二年四月十二日

二 出願人の名称

東松島市

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種月浜漁港区域内

東松島市宮戸字三サ河 五三番地と隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点から の地点までを結ぶ平成二十二年の春分の満潮位（D・L＋1・八〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基点（A3）（北緯三八度十九分二七・一八五二秒 東経一四〇度〇九分二五・六一五六二秒）から一八四度三三分五六秒 九四・三七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から 七一度〇九分〇〇秒 三・九二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 七二度三三分三七秒 七・四七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 一六二度三八分一六秒 八七・〇八メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から 一三〇度三〇分四六秒 一三・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 三二〇度四三分三六秒 一〇・八〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 五〇度三二分一四秒 五・〇三メートルの地点

(3) 面積

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種月浜漁港区域内
東松島市宮戸字三ツ河 五三番地に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び水の地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域
イの地点 基点(A3)(北緯三八度十九分二七・一八五五二秒 東経一四〇度〇九分二五・六一五六二秒)から三三〇度五五分〇八秒 九五・七七メートルの地点
口の地点 イの地点から 七二度三分三七秒 一一・〇〇メートルの地点
ハの地点 口の地点から 一六二度三分三七秒 二〇〇・〇〇メートルの地点
ニの地点 ハの地点から 二五二度三分一三秒 九二・三三メートルの地点
ホの地点 ニの地点から 三三〇度三分四二秒 六〇・五六メートルの地点

(3) 面積

二二、三六三・一一平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十二年五月二十八日から平成二十二年六月十八日まで

○宮城県告示第五百七十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十二年五月十四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県
三 埋立区域

1 位置

第二種日門漁港区域内
本吉郡南三陸町天ヶ沢一六三番地に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点から⑤の地点を結ぶ昭和四十五年十二月九日付け宮城県指令第九〇六七号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(平成十八年秋分の満潮位D・L+1・四二四メートル)、⑤の地点と⑥の地点を結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 日門漁港防波堤灯台(北緯三八度四八分三〇・五秒、東経一四一度三三分三一・五秒)から二二一度五四分五四秒 二五四・三五メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 一〇五度四九分二八秒 四四・一二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 八五度二八分三四秒 八〇・九三メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 一九一度五一分四〇秒 五・一四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 二六五度二四分四二秒 八〇・五一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 二八五度五七分三五秒 四四・九二メートルの地点

3 面積

六二四・四九平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成十九年十月十九日 宮城県(水整)指令第二十六号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

気仙沼市

○宮城県告示第五百七十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十二年五月十四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

三 気仙沼市
埋立区域

1 位置

第一種宿舞根漁港区域内

気仙沼市唐桑町鮎立二三八番一、二五二番、二五五番五、二五五番三、二五六番、二五七番、二五九番三、二五九番五、二五九番一、二五九番七及び二八八番一に隣接する公有水面

2 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(1)点と(40)点を結ぶ平成十八年の秋分の満潮位DL+1.六〇メートル)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

(1)点 気仙沼市唐桑町鮎立二八八番三地内の早馬山三等三角点(北緯三八度五三分四四秒、東

経一四一度三八分三七秒)より二〇六度五〇分二四秒、七九八・六九メートルの地点

- (2)点 (1)点から 二六度五五分四一秒 二〇・一九メートルの地点
- (3)点 (2)点から 一一八度二四分〇五秒 〇・八一メートルの地点
- (4)点 (3)点から 二六度三四分三五秒 六五・五〇メートルの地点
- (5)点 (4)点から 二九七度一四分五二秒 〇・八三メートルの地点
- (6)点 (5)点から 二六度三三分五七秒 三三・五五メートルの地点
- (7)点 (6)点から 一一六度四五分〇四秒 〇・八三メートルの地点
- (8)点 (7)点から 二六度三五分三六秒 六五・三二メートルの地点
- (9)点 (8)点から 二九七度〇七分三三秒 〇・八二メートルの地点
- (10)点 (9)点から 二六度四四分〇二秒 一八・九六メートルの地点
- (11)点 (10)点から 七八度五三分四一秒 〇・三八メートルの地点
- (12)点 (11)点から 一六二度二九分五八秒 九・五七メートルの地点
- (13)点 (12)点から 一六〇度三九分二二秒 一七・二三メートルの地点
- (14)点 (13)点から 一六〇度三一分一秒 五・六九メートルの地点
- (15)点 (14)点から 一六〇度二七分一秒 〇・九六メートルの地点
- (16)点 (15)点から 一六〇度五三分〇五秒 三・五一メートルの地点
- (17)点 (16)点から 一六一度五〇分三一秒 一・二〇メートルの地点
- (18)点 (17)点から 一六五度四八分二五秒 一・二六メートルの地点
- (19)点 (18)点から 一六五度三〇分二五秒 一九・五八メートルの地点
- (20)点 (19)点から 一七九度〇五分五二秒 一二・七〇メートルの地点
- (21)点 (20)点から 二二〇度五九分二六秒 一五・三〇メートルの地点

- (22)点 (21)点から 一一三度二六分四〇秒 三・六五メートルの地点
 - (23)点 (22)点から 一一九度三二分〇四秒 三・九一メートルの地点
 - (24)点 (23)点から 一一三三度一二分二六秒 一一・二二メートルの地点
 - (25)点 (24)点から 一一二二度五八分三九秒 三・九五メートルの地点
 - (26)点 (25)点から 一一四度五八分二五秒 二・六七メートルの地点
 - (27)点 (26)点から 一一三三度〇五分五一秒 二・四六メートルの地点
 - (28)点 (27)点から 二〇七度三一分五四秒 三・六七メートルの地点
 - (29)点 (28)点から 二〇三度〇三分三八秒 二・〇四メートルの地点
 - (30)点 (29)点から 一九三度一一分四一秒 九・三六メートルの地点
 - (31)点 (30)点から 一九二度〇九分四〇秒 一一・七七メートルの地点
 - (32)点 (31)点から 一九一度五六分四七秒 三・八七メートルの地点
 - (33)点 (32)点から 一九二度一七分一五秒 二五・五三メートルの地点
 - (34)点 (33)点から 一九一度二六分三四秒 五・一八メートルの地点
 - (35)点 (34)点から 一九一度四二分二六秒 二五・五三メートルの地点
 - (36)点 (35)点から 二七七度二六分〇七秒 三六・七六メートルの地点
 - (37)点 (36)点から 二七四度一三分二四秒 六・五九メートルの地点
 - (38)点 (37)点から 二七一度五一分五七秒 一一・二九メートルの地点
 - (39)点 (38)点から 二五二度三九分二一秒 〇・五九メートルの地点
 - (40)点 (39)点から 一一三三度四八分〇一秒 〇・五八メートルの地点
- 3 面積
七、三九一・七五平方メートル
- 四 免許の年月日及び番号
平成十八年十月十三日 宮城県(漁整)指令第九号
- 五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町
気仙沼市
- 〇宮城県告示第五百七十五号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九條第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十二年五月二十八日
- 一 許可を取り消した年月日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名 住 所

佐藤 照雄 岩沼市三色吉字懐九十番地

猪股 政一 岩沼市三色吉字竹倉部三十六番地

猪股 勇悦 岩沼市三色吉字竹倉部七十五番地

股 清喜 岩沼市三色吉字平等六十番地

大村 進 岩沼市三色吉字懐四十四番地

○宮城県告示第五百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称 大河原町広表土地区画整理組合

二 事務所の所在地 大河原町字新南十九番地

三 設立認可の年月日 平成十年十月三十日

四 変更認可の年月日 平成二十二年五月二十一日

○宮城県告示第五百七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十二年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称 名取市関下土地区画整理事業

二 施行者の名称 名取市関下土地区画整理組合

三 事務所の所在地 名取市増田字柳田三百七十九番一

四 換地処分の年月日

平成二十二年四月二十三日

○宮城県告示第五百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、柴田郡村田町菅生土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月二十八日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 鈴木 元 悦

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年四月一日	尾本 澄夫	柴田郡村田町大字菅生字赤道四十八番地	理事
平成二十二年四月一日	小林 公一	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事
平成二十二年四月一日	高橋 洋一	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
平成二十二年四月一日	高橋 睦男	柴田郡村田町大字菅生字平百五十四番地	理事
平成二十二年四月一日	小山 昭一	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	理事
平成二十二年四月一日	石垣 幸平	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十三番地	理事
平成二十二年四月一日	太田 宏	柴田郡村田町大字菅生字長坂四十五番地	理事
平成二十二年四月一日	佐藤 竹夫	柴田郡村田町大字菅生字折越四十三番地	理事
平成二十二年四月一日	大泉 幸貞	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷四十二番地	理事
平成二十二年四月一日	鈴木 健治	柴田郡村田町大字菅生字町西裏七番地	理事
平成二十二年四月一日	八巻 永久	柴田郡村田町大字菅生字町西裏十二番地	理事
平成二十二年四月一日	小林 平一郎	柴田郡村田町大字菅生字瀧前九番地	理事
平成二十二年四月一日	石山 春男	柴田郡村田町大字菅生字榎挽五十八番地	理事
平成二十二年四月一日	佐々木 健次	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番地	理事

二
退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十二年四月一日	佐藤 圭司	柴田郡村田町大字菅生字余柄七十九番地	監事
平成二十二年四月一日	八巻 健太郎	柴田郡村田町大字菅生字町東裏二十番地	監事
平成二十二年四月一日	伊藤 征一	柴田郡村田町大字菅生字松日向三十番地	監事
平成二十二年三月三十一日	大泉 武夫	柴田郡村田町大字菅生字鍛冶谷百四十一番地二	理事
平成二十二年三月三十一日	尾本 澄夫	柴田郡村田町大字菅生字赤道四十八番地	理事
平成二十二年三月三十一日	小林 公一	柴田郡村田町大字菅生字下宿二十七番地	理事
平成二十二年三月三十一日	高橋 保	柴田郡村田町大字菅生字笹倉百二十七番地三	理事
平成二十二年三月三十一日	高橋 洋一	柴田郡村田町大字菅生字平七十二番地	理事
平成二十二年三月三十一日	小山 昭一	柴田郡村田町大字菅生字宮脇六十四番地	理事
平成二十二年三月三十一日	石垣 秀雄	柴田郡村田町大字菅生字宮脇七十四番地一	理事
平成二十二年三月三十一日	太田 宏	柴田郡村田町大字菅生字長坂四十五番地	理事
平成二十二年三月三十一日	佐藤 竹夫	柴田郡村田町大字菅生字折越四十三番地	理事
平成二十二年三月三十一日	鈴木 健治	柴田郡村田町大字菅生字町西裏七番地	理事
平成二十二年三月三十一日	八巻 永久	柴田郡村田町大字菅生字町西裏十二番地一	理事
平成二十二年三月三十一日	小林 平一郎	柴田郡村田町大字菅生字瀧前九番地	理事
平成二十二年三月三十一日	石山 春男	柴田郡村田町大字菅生字櫛挽五十八番地	理事
平成二十二年三月三十一日	佐々木 皎喜	柴田郡村田町大字菅生字道海十二番地	理事
平成二十二年三月三十一日	佐藤 圭司	柴田郡村田町大字菅生字余柄七十九番地	監事

人事委員会

平成二十二年三月三十一日	八巻 健太郎	柴田郡村田町大字菅生字町東裏二十番地	監事
平成二十二年三月三十一日	伊藤 征一	柴田郡村田町大字菅生字松日向三十番地	監事

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・五・二十五

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「給与条例第十四条第三項」の下に、「（同条第八項において準用する場合を含む。）を加え、同項第一号中「除く。」の下に、「又は同条第六項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則八・六・二十五

人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）に基づき、人事委員会規則八・六（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項中「給与条例第十四条第三項」の下に、「（同条第八項において準用する場合を

含む。」を加え、同項第一号中「除く。」の下に「又は同条第六項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間」を加える。

附 則

この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。